



# 月刊電力千葉

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)  
電話 (鉄電) 千葉 2935・2939番  
(公) 043(222)7207番

98.4.9 No. 4766

# 迎えた最大の正念場を

## 二月の重大情勢

一〇四七名の解雇撤回をめぐる攻防戦が最大の正念場に突入している。

2月2日、北海道・九州採用差別事件を審理してきた東京地裁民事11部は、5月末から6月に判決を言い渡すことを決定し、

2月18日には、本州事件を審理してきた19部も、同じ時期に判決を言い渡すとしたのである。

その後、11部は判決期日を5月28日に指定し、また19部の判決も6月冒頭だと言われている。

この間橋本政権は、東京地裁を媒介として、一〇四七名闘争に終止符を打つために、様々な和解策動を繰り返してきた。

裁判所と政府が一体となつたこの策動の意図は、國勞に搖さぶりをかけて、國労運動の変質を狙う一方で、國鉄闘争の解体・終結に向けた最大の障害となるものであった。

とくに11部は、昨年5月、國労・清算事業団・JR・中労委の四者に和解のテーブルにつく

よう提起し、これがJRに拒否されたにもかかわらず、水面下での工作を続け、昨年12月、今度は、具体的な条件まで提示してJRに和解を要請するなど、通常ではあり得ない動きをしていった。しかしJRがこれをも拒否したため、判決を言い渡すとの結論に至つたのだ。

一方19部も、「責任が即JRに帰属する」という論理は採用できないが、採用候補者の名簿作成にあたつて不当労働行為があつたことを、JRの設立委員会が認識しながらそれを是正しなかつたとすれば、JRの責任が発生する。だからそれを立証せよ」と求めるなど、JRと國労を両睨みした極めて政治的な訴訟指揮を行つていた。

11部・19部の判決は、JRに当事者責任が発生するかどうかの判断のみを行う内容となる。

また与党三党は、2月18日、「(一〇四七名問題について)判決を得ることが問題解決の大いなる契機となりうると考えられることから、その機会を活かすた

さらに橋本政権は、長期債務28兆円の処理方針をめぐつても、2月20日、JRの反対をおしきつて、「JR追加負担」を含む処理法案を閣議決定した。

## 明確になつた国家権力の意志

こうした一連の動きは、明らかに、裁判所と政府が一体となつて、國家権力側の意志として、一〇四七名問題の解体的決着に向けて本格的に動くという結論を下したということを意味している。橋本政権の意志は明確に示されたと見なければならない。

それは、一方でJRが一〇四七名問題の和解交渉のテーブルに着くよう強制し、他方「JR負担」をも強制して一括決着図るというものである。しかしそれは、JRをやつつけるためではなくよう強制し、他方「JR負担」をも強制して一括決着図るというものである。しかしそれは、JRをやつつけるためではない。国鉄闘争を一気に解体するためである。

本質的に言えば、橋本政権は、大失業と戦争の時代という今日の情勢を背景に、JRに対し、「個別資本の利害だけを主張するのではなく、支配体制総体の

## 主体の側の危機

しかしわれわれは、一〇四七名の闘いが勝利への展望を手にすることができるか否かという

この重要な局面で、深刻な主体の側の危機が生じていることを指摘せざるを得ない。つまり、

國労の路線的危機ということだ。國労は、96年8月30日、JR各社に一〇四七名問題の解決に向けた重大な態度表明を行つた。

いわゆる「8・30申し入れ」である。これは前年の二〇二億スト損賠訴訟の和解を受けてのこと

だが、その内容は、①國鉄改革法を承認し一〇四七名問題については人道上の観点から解決を

求める、②JRの発展に寄与する、③全紛争案件を取り下げるなどを骨子としたものであった。

国鉄闘争は、國労も主張してきたとおり、国家的不当労働行為に対する闘いである。だからこそ、国鉄分割・民営化型の行

革・規制緩和攻撃にさらされてきたとおり、国家的不当労働行為に対する闘いである。だからこそ、国鉄分割・民営化型の行

階級的利害の立場を考えろ」ということをつきつけていると見るべきであろう。

国鉄闘争は、10年あまりの流れのなかで、いよいよ最大の決戦のときを迎えたということだ。

五月から夏にかけて、闘いはまさに正念場に突入する。われわれは、この情勢を真正面から見

ためには何が問われているのかを明確にしなければならない。

国鉄闘争は、10年あまりの流れのなかで、いよいよ最大の決戦のときを迎えたということだ。

国労中央は、現場からの疑問の声に対し、「これはJR東日本を包囲するための方便であり、路線転換ではない」と説明している。

いたが、にもかかわらず、97年の全国大会では、「8・30申しことを国労の基本的な立場とする」との機関決定がされ、また、

今年1月の中央委員会では、当事者である闘争団を除外した構成で「解決委員会」を設置し、「運輸省・労働省、そしてJRの経営陣に『人道上の立場にたつて解決する』ことを訴える」とシンボリックにうちだすことまで来ている。

さらに、98春闘での國労の動向は、非常に重大な意味をもつて、國労は、96年8月30日、JRに一〇四七名問題の解決に向けた重大な態度表明を行つた。

いわゆる「8・30申し入れ」ではストを行わない」との方針を決めてしまつたのである。

2月24日と言えば、第一回の新賃金交渉、つまり組合側の要求主張説明すら行つていらない時期である。交渉も始まつてない段階でストライキをやらない

という方針だけを決めてしまうなど、かつての総評や國労の運動には一度としてなかつたこと

だ。また、JR貨物で構えていた3月30日の「29分間のスト」についても、2月27日、ペア六〇〇円という、怒りなしには聞くことのできない超低額回答が行われた2~3時間後には中止を通知している。(つづく)

新たな10万人合理化粉碎!! 労働運動の潮流めざし全国へはばたこう!!